審　査　基　準

年　　月　　日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第１０１条第６項
処　分　の　概　要	運転免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）	福岡県公安委員会
法　令　の　定　め	道路交通法第９２条の２第１項（免許証の有効期間）、第１０１条第１項（免許証の更新及び定期検査）、第１０１条の２の２第１項（更新の申請の特例）、第１０１条の３（更新を受けようとする者の義務）、第１０１条の４第１項から第３項まで（７０歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第３７条の６（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第３７条の６の２（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第２９条（免許証の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第１条（講習の基準）、第２条（講習の基準）
審　査　基　準	
標準処理期間	自動車運転免許試験場　・・・　即日 ※　県外住所地を有する者の経由申請　・・・　２日間 県内住所地を有する者の経由申請　・・・　３日間 （上記期間には、いずれも行政庁の休日は含まない。） 警察署（遠隔地８署）　・・・　即日
申　請　先	自動車運転免許試験場
問い合わせ先	警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場免許係 ○　福岡自動車運転免許試験場（０９２－５６５－５０１０） ○　北九州自動車運転免許試験場（０９３－９６１－４８０４） ○　筑豊自動車運転免許試験場（０９４８－２６－７１１０） ○　筑後自動車運転免許試験場（０９４２－５３－５２０８）
備　　考	